



読字 原田 鏡

No. 699

2013/4/15

日中友好新聞

発行所
日本中国友好協会
〒110-0055 東京都千代田区千代田1-1-1

日中友好協会
岡山支部
〒700-8256 岡山市東区3-8-30 514
TEL:086(272)-3016
郵便番号1100 01250-0-3835

日中友好協会
倉敷支部
〒713-8911 倉敷市遊島中央1-8-4 (宮地方)
TEL/FAX:086(446)-2711

日中友好協会岡山支部ホームページ
<http://rizhong.biz/>
メールアドレス
rizhong86@hotmail.co.jp



中国「残留孤児」配偶者問題解決へ

一 四月十六日の院内集會に岡山から代表派遣

三月三十日、高島公民館で中国帰国者の尊厳を回復する岡山の会」の二〇一三年の総會が開催されました。

参加者は、孤児が六人、配偶者一人、弁護士一人、新聞記者一人、支援者七人、通訳一人の計十七人です。

則武弁護士から、弁護士・原告代表と厚労省及び与党PT(自民党の野田、中谷と公明党の漆原)との面談について次のような報告があった。

一、厚労省は 現行法はあくまでも中国残留邦人を対象としているので……大きな思想の転換が必要」との見解。しかし、みなさんの要望もよくわかると、かなり真剣に検討していることが理解できる。

二、与党PTも何とか実現させたい。金額は大きなものではない。何とか理屈をつけてやりたい」と努力することを約束してくれた。

弁護士は今の情勢を逃がさず、岡山でも地元選出の国会議員への要請諸行動や署名を強化しよう」と話し 私も手弁



報告する則武弁護士

んでいる。孤児が来日するときに配偶者は家族を壊さないために日本と一緒に来た。配偶者が一緒に来てくれなければ家族は崩壊していた。

孤児が死んだら配偶者に手当てがないのは余りに不当だ」と配偶者も孤児と同じように苦しんできたと訴えた。最後に、四月十六日の 第一次院内集會」に岡山県から二人の代表を送ることを決めて終わった。

当でがんばる」と決意を述べた。

配偶者も孤児とおなじだ

孤児からは 孤児は配偶者と二人で生きてきた、戦争による被害は等しく配偶者にも及



太極拳のみなさま

ごぶさたしています。両親の介護や、孫守りそして時々仕事で太極拳に行けない日が続いています。4月からは無職になりますが千葉にいる孫が1年生になるため学校や学童保育に慣れるまで見守ってやろうと思っています。[時々ジパングクラブで千葉まで行ってます]夏休みごろまでにはめどをつけて太極拳にも参加したいです。よろしくおねがいします。できれば職さがしもしたいと思っています。

2013,3,15 小坂信代

中国語講座あれこれ

4月第1週から中国語講座第23期が始まりました。これから随時クラス紹介を掲載していきたいと思えます。

まず最初が月曜日の夜に始まった上級クラスです。

以前のクラスは大元公民館で行われていましたが、新しい受講生を迎えるために、場所を移動して京山公民館で行われることになりました。

当日訪問した時の写真がこれです。講師は李紫娟老師、当日参加していた方々は4人でした。どのような授業になっていたのかは、受講生の谷川さんに

譲ることにして、今回は写真だけの紹介とします。



久しぶりの中国語

次は土曜日に新しく始まった初級(入門)クラスの紹介です。このクラスには、ほぼ10年ぶりに勉強を再開した私も参加しています。

土曜日の午後2時から4時までという、ゆるい時間で開催されることになり、久しぶりの中国語講座に目が点になりました。

講師は郭始光老師(男性)です。当日参加した受講生は5人でした。また、当日出席ができないとの連絡が1人ありましたので、6人の受講生となりそうです。

本当初めての方がいらつしやいましたので、ピンインから始めていただくことになったのですが、a, o, e, i, uと韻母の発音から、頭と口が点々になってしまいました。少しはできると思っていたのですが、10年は長いと今さらながら思い知りました。

まだ教科書を決めていなくて、当日老師が白板を使い、奥様の陳夏さんの助けを借りながら韻母、声母を書き出しながら授業を進めてくださいました。

発音に必死で、写真を撮るのをすっかり忘れていました。次回写真を撮って紹介します。

真田紀子

小畑隆資先生の講演内容のまとめ

さる3月15日、科学者九条の会・岡山」が岡山大学で開催した「創立7周年記念講演会」で、岡山大学名誉教授小畑隆資先生がお話したものを、講演のレジュメに沿って私なりにまとめたものです。

昨年4月にまとめた「自民党憲法改正草案」なるものがかかりに危険極まりないものか、わかりやすく解説されたものです。参院選を目前に絶対的な過半数をめざして、それまではおとなしく、刺激的な発言をおさえながらも、随所に強気な、しかも着実に改憲へむけた布石を並べている安倍内閣の真相を

暴くことが求められています。

この文章は事前に先生にチェックしていただいたうえ、周囲へ配布することに「ご了解を戴いています。」

学習会の資料なり、ニュースへの転写なり、存分に活用していただければ幸いです。

岡山県九条の会」として、憲法改悪阻止に向け、その先頭に立って奮闘する決意です。よろしくお願ひします。

石井 淳平

自民党の国防国家構想

「日本国憲法改正草案」(2012.4.27)の検討

岡山大学名誉教授 小畑 隆資

一、日本国憲法99条―憲法尊重擁護の義務

自民党改正草案の基本的な枠組みの中で最大の問題は、一部条文の手直しだけでなく憲法の基本的な枠組みを根本的に変えることにあり、日本国憲法そのものを破壊する点にあります。それを明確にしたのが99条の改悪です。

憲法99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

ふ」とあり、国民は入っています。なぜ、憲法前文で「日本国民は……ここに主権が国民に存在することを宣言し、この憲法を制定することとあります。憲法は主権者たる国民が統治者に課した法規範であり、統治者に憲法を守ることを命じます。

もちろん国民も憲法を尊重し、規制の範囲内で行う統治者の権力に服することを受諾します。また統治者が憲法を

守るよう監視する義務もありません。ところで自民党改正草案では

第102条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならぬ」とあり、

裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ」

1項にそれまでなかった「国民」がはいり、2項では「天皇又は摂政」が抜けています。現憲法とはまったく異なる構造に改変されました。

第3条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする」

2、日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」

二、「天皇を戴く国家」―日本国の第一規定

自民党改正草案「前文では、憲法前文の崇高な理念を切り捨て、日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」としてひとくくりに以下の条文規定とあわせ、自民党草案の憲法「国家構想の重要な規定となっています。

第1条 天皇は、日本国の元首であり」と規定。

三、国民(……主権(……))

「日本国」の第二規定

前文 天皇を戴く国家」のあ

と 国民主権の下、立法、行政

及び司法の三権分立に基づいて統治される」が続きます。

天皇を戴く国家」で、しかもその天皇は憲法擁護義務を解除された「元首」、それが「国民主権の下」三権分立に基づいて統治される」となります。どう読んでも理解できません。自民党の国家概念の出発点は「個人」でなく「大」になっています。

憲法13条 すべて国民は個人として尊重される」の「個人」を、自民党草案13条の同文中では単なる「大」と変えられています。それは憲法の「国民主権」の論理構造として以下の各条に「個人」のありようが明確にされているからでしょう。

11条 基本的人権」、13条 個人の尊重・幸福追求の権利」、97条 基本的人権の本質」。

四、五は次号に掲載します。



次回の新聞発送作業は4月22(月)午後1時半、民主会館2階で行います。前回お手伝いくださった方です。

稲葉 和 萩
小竹 内 井
林 竹 西
森

ニホン人は、なぜ、ニホン語をおしえることができるのか?

44

竹内和夫

多	散	加	阿
ク	サ	カ	ア
千	之	幾	伊
チ	シ	キ	イ
川	須	久	宇
ツ?	ス	ク	ウ

ニホン語を漢字で?

C: 漢字という文字とニホン語という言語とのあいだにある矛盾に早く気がついた人がいます。『古事記』の序文を書いたオオノヤスマロ(太安万侶723年没)です。いわく「上古の時、言意並びに朴にして、文を敷き句を構ふること、字におきてすなはち難し。已に訓によりて述べたるは、詞心に逮ばず、全く音をもちて連ねたるは、事の趣更に長し。」と

A: 1300年も前のニホン漢文だ。要するにどういうこと?
C: 「漢字でニホン語の文章を書きあらわすことはむずかしい。漢字の訓だけで書き表したものは、ニホン語よみと漢字の元の意味があわないし(アメツチノヒラケントキ天地開闢)漢字の音だけで書き表したものは、長たらしくなる(日下を玖沙訶クサカと書く)」と言いたらしい。岩波文庫『古事記』を見よ。

B: ここから当然、カタカナやひらがなが生まれるわけね。宇→ウ・う、阿→ア、安→あ……ニホン人は文字を発明しなかったが、漢字の形を変えて音だけを表す記号を作り出した。

つづく